

[事案 2025-113] 新契約無効請求

・令和8年3月27日 裁定終了

<事案の概要>

希望していた契約内容と異なることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年10月に契約した介護年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 申立人は募集人に対し、自分が働けなくなったとき等に、毎月お金がもらえる保険に加入したい旨を伝えたところ、募集人から本契約を提案された。
- (2) 本契約の申込手続時から令和4年までの間、本契約は、働けなくなった場合や、自立した生活ができなくなった場合に、医療保険のように請求すれば、給付金等が支払われる保険であると信じていた。
- (3) 令和4年にコース選択の案内を受けて保険会社のコールセンターに問い合わせた際、オペレーターは本契約の保険金が重篤にならない限り支払われないことを説明しなかった。

<保険会社の主張>

介護年金の支払事由はご契約のしおり・約款に明記されており、当社に説明義務違反はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込手続当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。